(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
今治市山路字下平五八九番一から同市長沢字宮ノ前甲三七二番一まで	前	A 一九・〇〇～一四二・五五メートル	九・五五〇キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D 二一・四〇～二五八・〇〇	六・九三八	
	後	A 一九・〇〇～一四二・五五	九・五五〇	
		B・C・D 二一・四〇～二五八・〇〇	六・九三八	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十六号	今治市町谷字大坪甲一七九番二から同市高市字小黒甲一八八番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三日十一時

○九州地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	大分市大字宮崎字延命一三七七番一から同市大字鴛野字中縄手八六三番一まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三日

○北海道開発局告示第二十三号

石狩川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百三十七号を次のように改める。

関係図面のうち、第八十号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三日　北海道開発局長　澤田　和宏

（図面省略）

○北海道開発局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三日　北海道開発局長　澤田　和宏

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　木古内都市計画道路事業三・四・二号中央通

三　事業施行期間　自平成十九年六月十四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三日　北海道開発局長　澤田　和宏

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・四・三百二十五号中原通及び三・三・三百四号南大通

三　事業施行期間　自平成二十一年七月十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三日　北海道開発局長　澤田　和宏

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　遠軽都市計画道路事業三・四・七号野上通

三　事業施行期間　自平成十七年七月十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三日　北海道開発局長　澤田　和宏

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　砂川都市計画道路事業三・四・十九号東二線南四号通

三　事業施行期間　自平成十五年六月二十五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三日　沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千三百三十九号那覇広域都市計画道路事業三・二・十三号南風原中央線及び三・四・二号国道三百二十九号

三　事業施行期間　自平成十二年十二月十二日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし